

返戻金制度

◆返戻金制度に関する事項◆

1. 当社の「フルサポートプラン」にのみ返戻金制度を適用します。
2. 当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後に、採用決定者本人の責による事由に基づき解雇された場合や、採用決定者本人が自己都合による退職をした場合は、受領した紹介手数料を以下の返金料率に従って、求人者へ返金いたします。
 - ・入社日又は採用決定者が初めて出勤した日のいずれか遅い日から 30 日以内に解雇され、又は退職した場合：75%
 - ・入社日又は採用決定者が初めて出勤した日のいずれか遅い日から 31 日以上 60 日以内に解雇され、又は退職した場合：50%
3. 採用決定者が自己都合以外の理由で退職した場合（整理解雇を含む会社都合退職や、各種労働関連法違反があり、それを一身上の理由とした退職の場合、ならびに、当社又は採用決定者が回避不可能なものにより就労不能となった場合）は、前項の規定は適用されません。
4. 返還金は求人者が当社へ採用決定者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、求人者の指定する金融機関口座への振込みにて支払い、銀行振込手数料は当社が負担いたします。
5. 返還金については、求人者はこれを採用決定者が退職してから 6 ヶ月以内に請求しなければならないものとする。
6. 返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。